

富山県公安委員会告示第 105号

富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務について

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和7年6月1日から施行する。

富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務について（平成26年富山県公安委員会告示第49号）は、令和7年5月31日をもって廃止する。

令和6年11月29日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

路 線	区 間
1 国道8号	富山県の全域
2 国道41号	富山県の全域
3 国道 156号	富山県の全域
4 国道 359号	富山県の全域
5 国道 415号	富山県の全域
6 主要地方道富山立山公園線	立山有料道路を除く富山県内の区域
7 県道八幡田稻荷線	富山県の全域